

○市町村負担金条例

昭和50年7月1日

組合条例第16号

改正 昭和50年10月3日条例第31号  
昭和51年1月23日条例第1号  
昭和52年1月25日条例第2号  
昭和52年8月31日条例第6号  
昭和53年4月11日条例第3号  
昭和54年1月25日条例第3号  
昭和55年1月24日条例第4号  
昭和55年4月18日条例第7号  
昭和55年8月5日条例第8号  
昭和56年3月24日条例第5号  
昭和57年1月20日条例第3号  
昭和58年1月25日条例第1号  
昭和59年1月19日条例第1号  
昭和59年8月7日条例第6号  
昭和60年2月19日条例第2号  
昭和60年8月5日条例第10号  
昭和61年2月25日条例第3号  
昭和61年8月12日条例第5号  
昭和62年3月2日条例第4号  
昭和63年2月22日条例第4号  
平成元年1月19日条例第2号  
平成元年3月4日条例第4号  
平成2年7月2日条例第6号  
平成3年1月22日条例第2号  
平成3年3月30日条例第6号  
平成4年3月24日条例第5号  
平成4年8月11日条例第12号  
平成5年3月29日条例第2号  
平成7年4月17日条例第3号  
平成7年8月11日条例第4号  
平成10年2月25日条例第3号

平成10年5月8日条例第4号  
平成11年1月25日条例第2号  
平成13年1月25日条例第2号  
平成14年1月25日条例第2号  
平成14年3月29日条例第8号  
平成15年1月24日条例第2号  
平成15年3月26日条例第4号  
平成16年3月17日条例第2号  
平成17年1月21日条例第3号  
平成18年8月9日条例第4号  
平成19年1月29日条例第4号  
平成19年8月9日条例第9号  
平成20年5月9日条例第7号  
平成22年1月22日条例第1号  
平成23年1月21日条例第2号  
平成24年3月30日条例第2号  
平成26年1月21日条例第2号  
平成26年3月31日条例第4号  
平成27年3月31日条例第4号  
平成29年1月24日条例第2号  
平成29年5月1日条例第4号  
平成30年4月1日条例第6号  
平成31年4月23日条例第2号  
令和元年8月6日条例第3号  
令和2年1月30日条例第5号  
令和2年4月17日条例第7号  
令和5年1月31日条例第5号  
令和5年4月19日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、茨城県市町村総合事務組規約(昭和50年6月21日地指令第614号。以下「規約」という。)第14条の規定に基づき、組合市町村の負担金(以下「市町村負担金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給事務に要する市町村負担金)

第2条 規約第4条第1号に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給事務に要する市町村負

担金は、一般負担金及び特別負担金とする。

2 一般負担金は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 職員の給料月額（市町村職員退職手当条例（昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第22号。以下この条において「条例」という。）第4条第1項に規定する給料月額をいう。）に1,000分の135を乗じて得た額
- (2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定に基づき、組合市町村が定める条例の規定により、職員が、任命権者の要請に応じ、引き続き条例第9条の8に規定する特定法人役職員として在職した期間（以下この号において「退職派遣期間」という。）に引き続き退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、退職手当を支給されないで再び組合市町村に採用されたときは、その者の採用時における給料月額に、その者が組合市町村の職員として在職していたと仮定した場合における退職派遣期間中の月数と当該期間に係る前号に規定する負担率を乗じて得た額

3 特別負担金は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 条例第4条（その者の都合により退職した者及び任期を定めて採用された者で任期終了により退職した者を除く。）から第6条の3まで及び第8条の5の規定による退職手当の基本額（附則第4項から第6項まで及び附則第41項から第43項までの規定の適用を含む。）からその者の都合により退職したと仮定した場合の条例の規定による退職手当の基本額に相当する額との差額
- (2) 条例第8条の4の規定による額（以下「調整額」という。）
- (3) 条例第12条ただし書及び第13条の規定による額  
（交通災害共済事業の事務処理に要する市町村負担金）

第3条 規約第4条第2号に規定する住民の交通災害共済事業の事務処理に要する市町村負担金の年額は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 均等割 30,000円
- (2) 人口割 前年度の10月1日現在における人口（茨城県統計課調査による。以下同じ。）に4円を乗じて得た額  
（消防団員等公務災害補償事務に要する市町村負担金）

第4条 規約第4条第3号に規定する非常勤消防団員等の公務災害に対する補償事務に要する市町村負担金の年額は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 人口割 前年度の10月1日現在における人口に3円を乗じて得た額
- (2) 団員数割 当該年度の消防団員及び水防団員の条例定数に1,600円を乗じて得た額  
（消防職員等の賞じゅつ金の支給事務に要する市町村負担金）

第5条 規約第4条第4号に規定する消防職員及び消防団員の賞じゅつ金の支給に要する市町村

負担金の年額は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 人口割 前年度の10月1日現在における人口に1円を乗じて得た額
- (2) 職員数割 当該年度の消防職員及び消防団員の条例定数に700円を乗じて得た額  
(非常勤職員の公務災害補償事務に要する市町村負担金)

第6条 規約第4条第5号に規定する非常勤職員の公務上又は通勤による災害に対する補償事務に要する市町村負担金の年額は、前年度10月1日現在の当該市町村の職員数（組合に申し出た補償基礎額の区分の異なるごとの職員数）に次に定める額を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 非常勤職員1人当たりの負担金の額は、別表第1の左欄に掲げる補償基礎額の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額とする。ただし、市町村の設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の負担金の額については、別表第2によるものとする。

(納付期限)

第7条 第2条第2項に定める一般負担金は、その月分を毎月末日までに、同条第3項に定める特別負担金は、組合長が指定する期日までに納付しなければならない。

- 2 第3条、第4条、第5条及び第6条に定める市町村負担金は、毎年5月末日までに納付しなければならない。
- 3 第1項の特別負担金を特別の事情により一時に納付できないときは、同項の規定にかかわらず、市町村の申請によって年賦納付の方法により納付することができる。
- 4 前項の規定により特別負担金を納付する場合にあっては、元金均等による半年賦とし、利率は第1項の期日を超える期間について日歩2銭、完納期間は5年以内、納付期限は毎年9月末日及び3月末日とする。ただし、繰上納付することを妨げない。
- 5 負担金及び特別負担金を納付期限までに納付しないときは、その延滞額の利息は日歩4銭とする。

(委任)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条、第4条及び第6条に規定する負担金については、昭和51年4月1日から適用する。ただし、この組合の設立に伴い、規約第4条第5号に規定する事務を新たに共同処理することとなった市にあっては、第6条に規定する負担金を昭和50年度において納入するものとし、そ

の納付期日は、組合長が定めるものとする。

- 3 第5条に規定する負担金については、第7条第2項の規定にかかわらず、昭和50年度においては、10月末日までに納付するものとする。

附 則（昭和50年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年7月1日から適用する。

附 則（昭和51年条例第1号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年条例第2号）

この条例は、昭和52年2月1日から施行する。

附 則（昭和52年条例第6号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年条例第3号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第4号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年条例第8号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第5号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第3号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第1号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第1号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第6号）

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則（昭和60年条例第2号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第10号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第3号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第5号）

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員、同日に市町村職員退職手当条例（昭和50年茨城市町村総合事務組合条例第22号）第9条第4項に規定する職員以外の地方公務員等として在職する者又は同日に同項第4号に規定する特定地方公社等職員として在職する者のうち職員から引き続いて特定地方公社等職員となった者で、職員以外の地方公務員等又は特定地方公社等職員として在職した後引き続いて職員となったものが施行日以後に退職し、かつ、市町村職員退職手当条例等の一部を改正する条例（昭和61年茨城市町村総合事務組合条例第6号）附則第6項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けたものに係る特別負担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年条例第4号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第4号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第2号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第4号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成3年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成3年1月1日から適用する。

附 則（平成3年条例第6号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第5号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第12号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第2号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第3号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第4号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第3号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第2号）

（施行期日等）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条第2項中「1,000分の130」とあるのは、平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間においては「1,000分の115」とする。

附 則（平成14年条例第2号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第8号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成15年条例第4号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第2号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第3号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第4号）

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。ただし、第2条第3項第1号（傷病若しくは死亡による退職に限る。）の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

2 当分の間、第2条第2項第1号に規定する給料月額については、市町村職員退職手当条例（昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第22号。以下「条例」という。）附則第48項に規定する差額に相当する額を含まないものとする。

3 当分の間、第2条第3項各号の規定にかかわらず、次の各号の規定に該当した場合には、当

該各号の額を特別負担金とする。

(1) 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年茨城県市町村総合事務組合条例第5号。以下「平成18年条例第5号」という。）附則第2条の規定が適用され、当該退職者にこの規定による退職手当の額（以下「保障額」という。）が支給された場合（その者の都合により退職した者を除く。）に、保障額が当該退職者が当該退職の日までの勤続期間及び条例第4条（勤続期間が19年以下の場合には、同条第2項）の規定による退職をしたと仮定した場合の退職手当の額を上回る場合にはその差額

(2) 職員がこの条例の施行の日以後平成21年3月31日までの間に退職した場合において平成18年条例第5号附則第3条の規定が適用された場合には、ア又はイの規定による。

ア 平成18年条例第5号附則第2条に規定する新条例等退職手当額から同附則第3条各項に規定する額（以下「抑制額」という。）が控除された場合には、調整額（調整額が支給されない者については、第2条第3項第1号に規定する額）から抑制額を差し引いた額

イ 平成18年条例第5号附則第6条に規定する改正給与法条例未施行市町村の職員でその者の退職により第2条第3項第1号の規定が適用となる場合については、第2条第3項第1号に規定する額から抑制額を差し引いた額

(3) 平成18年条例第5号附則第8条の規定による額

附 則（平成19年条例第4号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条第2項中「1,000分の245」とあるのは、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間においては「1,000分の220」とする。

附 則（平成20年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



附 則（平成26年条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第4号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第2号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年条例第3号）抄

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和5年条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1（第6条関係）

職員1人当たりの負担金額一覧表

補償基礎額	1人当たりの負担金額（年額）
16,000円	1,168円
15,000円	1,095円
14,000円	1,022円
13,000円	949円
12,000円	876円
11,000円	803円
10,000円	730円
9,000円	657円

8,000円	584円
7,000円	511円
6,000円	438円
5,000円	365円
4,000円	292円
3,000円	219円

(注) 1人当たりの負担金額＝補償基礎額×0.2/1,000×365

別表第2

職員1人当たりの負担金額一覧表

医師, 歯科医師又は薬剤師 としての経験年数	学校医・学校歯科医		学校薬剤師	
	補償基礎額	1人当たりの負 担金額 (年額)	補償基礎額	1人当たりの負 担金額 (年額)
	円	円	円	円
5年未満	6,340	462	5,340	389
5年以上10年未満	8,085	590	6,310	460
10年以上15年未満	9,640	703	6,925	505
15年以上20年未満	10,810	789	8,028	586
20年以上25年未満	11,645	850	8,908	650
25年以上	12,388	904	9,370	684

(注) 1人当たりの負担金額＝補償基礎額×0.2/1,000×365